

# 静岡県信用保証協会のスタートアップ支援メニュー

シード

アーリー

ミドル

レイター

IPO or 成長企業

成長ステージに沿った保証制度を取り揃えています！



NEW (R7/4~)

③ 中小企業特定社債保証（地方創生貢献型）  
スタートアップモデル  
【保証限度額】4億5,000万円

NEW (R7/4~)

② スタートアップ推進保証（ファンド協調型）  
【保証限度額】8,000万円

【経営者保証について】

- ・①および③は一律で経営者保証不要！
- ・②は保証料上乘せにより経営者保証を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的の制度）」等の併用が可能！

① スタートアップ創出促進（SSS）保証  
（県制度：開業パワーアップ支援資金）  
【保証限度額】3,500万円

県制度の「開業パワーアップS」を使えば、  
最大1,000万円まで  
保証料が年率0.2%！

# START UP

各保証制度の概要は裏面へ

保証制度	想定ステージ	保証限度額	保証料率	特筆事項
スタートアップ創出促進保証 ※県制度融資「開業パワーアップ支援資金（S）」との併用可	シード期 ～ アーリー期	3,500万円	1.10% 0.85% ※1 0.20% ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業予定者または創業後5年未満の法人が対象。</li> <li>経営者保証不要。</li> <li>保証料はCRD区分による変動がない一律の料率。</li> <li>創業者が会社を設立して原則3年目および5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、当該チェックシートを保証協会に提出する必要あり。</li> </ul> ※1…県制度利用の場合の保証料率 ※2…県制度利用の場合かつ当協会を初利用で1,000万円以内の場合の保証料率
スタートアップ推進保証 （ファンド協調型）	アーリー期 ～ ミドル期	8,000万円 ※VC出資額が上限	0.35%～1.80% ※一律▲0.1%割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関等が出資する、もしくは行政機関が認定するベンチャーキャピタル等から出資を受けている、または出資を受けることが確実である法人が対象。</li> <li>経営者保証を不要とするためには「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」等を併用。</li> <li>一般保証料率よりも▲0.1%低い保証料率を適用。</li> </ul>
中小企業特定社債保証 （地方創生貢献型スタートアップモデル）	ミドル期 ～ レイター期	4億5,000万円 ※発行限度額は5億6,000万円	0.25%～1.70% ※一律▲0.2%割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込人資格要件として、所定の財務要件あり。</li> <li>金融機関等が出資する、もしくは行政機関が認定するベンチャーキャピタル等から出資を受けている、または出資を受けることが確実である法人が対象。</li> <li>経営者保証不要。</li> <li>一般保証料率よりも▲0.2%低い保証料率を適用。</li> </ul>

- ・ 上記保証制度のほか、必要に応じて専門家派遣による経営支援や外部支援機関の紹介等も可能です。
- ・ 保証申込前の相談対応からフォローアップまで経営発展支援部の専担者による企業担当制を適用し、金融機関およびスタートアップ支援機関と連携して伴走支援を行います。

→スタートアップ支援に関しては、経営発展支援部（TEL. 054-252-2124）にまずはご相談ください！

